

東大阪市における台風時・地震時における対応について

災害名	状況	小学校での対応について
台風	東大阪市に <small>大阪府・東部大阪ではありません。</small> 午前7時現在もしくは 午前7時から8時30分までの間に 台風による警報が出た場合 <small>(暴風・大雨・洪水のいずれか一つでも発令中の時)</small>	<u>この日は臨時休業とします。</u> (学校はお休みです) 途中で警報が解除されても再登校はありません。 ●スマイルネット送信と正門掲示でお知らせします。
	在校中に警報が出た場合	<u>安全に配慮し下校します。</u> ※「帰宅」か「待機」かは、「家庭連絡票」の「非常時の帰宅先」に準じます。 ●スマイルネット送信でお知らせします。
地震	東大阪市または隣接5市町 (大阪市・八尾市・大東市・ 生駒市・生駒郡平群町)に震度 5弱以上の地震が発生した場合	<u>この日は臨時休業とします。</u> (学校はお休みです) ●スマイルネット送信と正門掲示でお知らせします。
特別警報	特別警報(大雨・暴風・地震等の いずれか一つでも)が、東大阪市に 発令された場合	<u>台風時における対応に準じます。</u> ただし、在校中に特別警報が発令された場合は、児童は学校で一時保護いたします。 <u>その後、特別警報が解除された場合でも安全に配慮し帰宅させるか、引き続き一時、保護するかの対応は学校長判断となります。</u> ●スマイルネット送信でお知らせします。
その他	台風及び地震でない時の「警報」 (大雨・洪水・暴風等のみ) の場合	東大阪市に午前7時現在、台風でない時に「警報」が出ても局地的なことなので、 <u>基本的には学校は授業があります。</u>

※ 臨時休業日の給食費の返金はありません。

◎避難指示(緊急)について

「意岐部中学校区内の地域に避難指示(緊急)が発令された場合」

- ①午前7時現在、避難指示(緊急)が発令されている場合
→ 学校は臨時休業とします。
- ②午前7時～8時30分までの間に避難指示(緊急)が発令された場合
→ 学校は臨時休業とします。子どもが登校中またはすでに登校している場合は、学校で一時、保護します。
- ③午前8時30分以降に避難指示(緊急)が発令された場合
→ 学校は臨時休業とします。子どもは学校で一時、保護します。

警報等についての情報は、以下の方法でも入手できます。

- ・気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>
- ・大阪防災ネット <http://www.osaka-bousai.net/>
*携帯メールアドレスを「おおさか防災ネット」に登録すると防災情報が配信されます。

非常時は、回線がこみあい、電話がつながりにくい事態が予想されます。学校からのお知らせは、スマイルネットを送信します。スマイルネット登録がお済みでない方は登録よろしくお願ひします。

*登録マニュアル・仮IDが必要です。担任までご連絡ください。